

平成30年度広報専門実務研修業務
企画提案募集要領

1 目的

地方創生の推進などを背景に、全国の自治体が様々なPRを繰り広げている中、本県においても各種イベントや展示等を実施し、県の事業等について情報発信を行っている。

より多くの人に、イベント等に参加してもらうための、告知文の書き方や、SNSを活用した紹介の技法、その他広報ツールの効果的な活用方法など、告知にあたって必要な能力を職員が身につけることを目的とした研修を実施する。

2 概要

(1) 委託業務名

平成30年度広報専門実務研修業務

(2) 委託期間

委託契約締結日から平成30年12月28日まで

(3) 委託業務内容

本県職員を対象に実施する研修について、以下の業務を行う。

- ① 研修カリキュラム及び研修日程の作成に関すること。
- ② 研修講師の招へいに関すること。
- ③ 研修用書籍・資料の調達または作成に関すること。
- ④ ①から③までの業務実施に附帯する業務。

(4) 委託金額

委託金額は、216,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 業務委託に係る条件等

①実施日程

開催日は平成30年12月中に1回（正味4時間程度）実施する。ただし、都合により変更することがある。

②実施場所

県庁内の会議室。

③受講者数

50名程度。

④研修内容

以下の講義、実習等を必要に応じ効果的に組み合わせて実施する。

- ・ 広報ツールの効果的な活用（新聞・テレビ・ラジオ・SNS などのメディアミックス手法）
- ・ 集客力を高めるテクニック（チラシ文章、SNSでの紹介手法、写真・動画の活用）
- ・ 計画的・戦略的な広報のポイント

⑤講師

研修を効果的かつ効率的に進めるため、研修内容に適した者を選定すること。

3 参加資格要件

企画提案の参加者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者。
- (2) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 宮崎県の県税（地方消費税を除く）に未納がない者。

4 応募期間及び方法

(1) 応募期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 30 年 10 月 26 日（金）午後 5 時までに、郵送又は持参により、宮崎県秘書広報課広報戦略室に提出すること（必着）。募集要領及び応募書類は、県ホームページ（トップ > 県政情報 > 入札・調達・売却 > 委託業務）からダウンロードすること。

(2) 提出書類及び部数

下記書類を 1 セットにして、4 部（正本 1 部、副本 3 部）を提出すること。副本は押印不要とする。

①提案申込書（様式 1）

②見積書

様式は任意とする。押印の上、見積明細を添付すること。

③企画提案書（様式2）

任意様式での提出も認める。

5 応募に関する留意点等

- (1) 提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の訂正、差替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (3) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に、本要領「3 参加資格要件」を満たさなくなった者が提出した提出書類は、無効とする。
- (4) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

6 委託先の選定方法

提出された企画内容について審査を行い、1者を選定する。なお、選考結果は、平成30年10月下旬を目途に全提案者に郵送で通知する。

7 契約に関する留意点等

- (1) 選定された内容等については、双方で確認の上、変更する場合がある。
- (2) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (3) 委託事業の実施に伴い取得した物品、特許権及び著作権等は原則として県に帰属する。
- (4) 委託費の支払いは、精算払いとする。

8 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本業務の内容などに関する質問は、質問票（別紙1）により、FAX又は電子メールで平成30年10月12日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 質問にあつては個別にFAX又はメールにて回答するが、企画提案募集に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、ホームページで通知する。

9 問い合わせ及び書類提出先

宮崎県総合政策部 秘書広報課 広報戦略室 報道・メディア戦略担当

所在地〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号県庁本館2階

電話 0985-26-0237 (直通) F A X 0985-27-3003

E-mail : kohosenryaku@pref.miyazaki.lg.jp

県ホームページ <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>